

していしょうがいしゃしえんしせつ しなが さとりようけいやくしよ 指定障害者支援施設 科長の郷利用契約書

1101

_____ (以下「利用者」) と社会福祉法人佳松 会 指定障害者支援施設
しなが さと い か じぎょうしゃ じぎょうしゃ りようしゃ たい ていきよう しょう ふくしきーびす
科長の郷 (以下「事業者」) は、事業者が利用者に対して提供 する障 がい福祉サービス
せいかつかいごじぎょうおよびせつにゆうしよしえん う たい りようりようきん しはら
(生活介護事業及び施設入 所支援) を受け、それに対する利用料 金を支払うことにつ
つぎ けいやく ていけつ
いて次のとおり契約を締結します。

だいいちじよう けいやく もくてき 第1条 (契約の目的)

じぎょうしゃ りようしゃ たい しょうがいしゃ にちじようせいかつおよびしゃかいせいかつ そうごうてき しえん
事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ほうりつ い か しょうがいしゃそうごうしえんほう とうかんけいほうれい しゆし じ
ための法律 (以下「障害者総合支援法」といいます) 等関係法令の趣旨にしたがって事
ぎょうしゃ ていきよう しょう ふくしきーびす ないよう めいかく りようしゃ じぎょうしゃ そうほう
業者が提供する障 がい福祉サービスの内容を明確にし、利用者と事業者の双方
りかい ごうい さーびす ていきよう こと もくてき
の理解と合意のもとにサービスが提供される事を目的とします。

1102

だいにじよう けいやくきかん 第2条 (契約期間)

けいやく けいやくきかん へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち
この契約の契約期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

だいさんじよう こべつしえんけいかく 第3条 (個別支援計画)

じぎょうしゃ りようしゃ かいけつ かだい いこう はあく しょう ふくしきーびす
事業者は、利用者について、解決すべき課題と意向を把握し、障 がい福祉サービス
もくひよう きかん ないようおよび さーびす ていきよう りゆういてんなど も こ こべつしえん
目標、期間、内容及びサービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ個別支援
けいかく ほんけいやくていけつ ひ さんじゅうにちない さくせい
計画を、本契約締結の日から30日以内に作成します。

に こべつしえんけいかく さくせい かんりせきにしや あ
2 個別支援計画の作成は、サービス管理責任者が当たります。

さん じぎょうしゃ ろっかげつ いちど りようしゃ ようせい おう こべつしえんけいかく もと
3 事業者は、6ヶ月に1度もしくは利用者の要請に応じて、個別支援計画に 基づく
さーびすていきよう じょうきよう ちょうさ けんしょう
サービス提供の状 況などについて調査・検 証するものとします。

よん ぜんごう けつか じぎょうしゃ けいかく へんこう ひつよう みと ばあい りようしゃ きょうぎ
4 前号の結果、事業者が計画に変更の必要があると認めた場合には、利用者 と協議
こべつしえんけいかく へんこう
して、個別支援計画を変更するものとします。

ご こべつしえんけいかく さくせいおよび へんこう さい ないよう りようしゃ せつめい どうい え
5 個別支援計画の作成 及び変更 に際しては、その内容 を利用者 に説明 し、同意を得る

こべつしえんけいかく こうふ おこな
とともに、個別支援計画の交付を行います。

だいよんじょう さーびすないよう
第4条 (サービス内容)

じぎょうしゃ ぜんじょう さだ こべつしえんけいかくおよ べっし じゅうようじこうせつめいしよ もと
事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「重要事項説明書」に基づき、
しんしん じょうきよう おう にちじょうせいかつ せわ しゃかいせいかつじょう べんぎ そうだん じょげん
心身の状況に応じて、日常生活のお世話、社会生活上の便宜、相談・助言、
けんこうかんり にっちゆかつどう せいさんかつどう れくれーしょんぎょうじ てきせつ ぎじゆつ
健康管理、日中活動として生産活動、レクリエーション行事など、適切な技術をもつ
ていきよう
て提供するのとします。

だいがじょう さーびすていきよう きろく
第5条 (サービス提供の記録)

じぎょうしゃ さーびすていきよう かん しょきろく さくせい けいやくしゅうりょう ごねんかんぼぞん
事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存しま
す。

に りょうしゃ じゅうじ じゅうしちじ じぎょうしょ どうがいりょうしゃ かん いっこう
2 利用者は、10時～17時に、その事業所において、当該利用者に関する1項の
しょきろく えつらん
諸記録を閲覧できます。

さん りょうしゃ どうがいりょうしゃ かん いっこう しょきろく ふくしゃぶつ こうふ う
3 利用者は、当該利用者に関する1項の諸記録の複写物の交付を受けることができま
す。

だいろくじょう きんきゅうじ たいしよ
第6条 (緊急時の対処)

じぎょうしゃ りょうしゃ けんこうじょうたい きゅうへん ばあい いし れんらく と などひつよう
事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な
しよち おこな とど で れんらくさき かのう かぎ すみ れんらく
処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡しま
す。

だいちじょう りょうしゃ にゅういん かか とりあつかい
第7条 (利用者の入院に係る取扱)

じぎょうしゃ、 りょうしゃ いりょうきかん にゅういん ひつよう しょう ばあい にゅういんごおむ
事業者は、利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合であって、入院後概
さんかげつない たいいん あき み こ りょうしゃ きぼうなど かんあん
ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、
え じじょう ばあい のぞ たいいんごふたた どうしせつ えんかつ にゅうしよ
やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入所することができ
るようになります。

だいほちじょう りょうりょう
第 8 条 (利用料)

りょうしゃ さーびす たいか かいごきゅうふひなど じゅうようじこうせつめいしょ さだ しよてい
利用者は、サービスの対価として介護給付費等と、「重要事項説明書」に定める所定

りょうしゃふたんがく じぎょうしゃ しはら かいごきゅうふひなど じぎょうしゃ
の利用者負担額を事業者に支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が

しちょうそん だいり じゅりょう りょうしゃ ちよくせつしはら ひつよう
市町村から代理して受領しますから利用者が直接支払う必要はありません。

に りょうしゃ じぎょうしゃ けいさん せいきゅう ぜんこう りょうしゃふたんがく とうげつぶん
2 利用者は事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を

よくげつまつじつ きんゆうきかんこうざ ひ お ほうほう しはら
翌月末日までに(金融機関口座から引き落とす方法で)支払います。

さん じぎょうしゃ りょうしゃ りょうりょう しはら う りょうしゃ りょうしゅうしょ はっこう
3 事業者は利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行し
ます。

だいきゅうじょう りょうりょう へんこう
第 9 条 (利用料の変更)

ぜんじょう りょうりょう けいざいじょうきょう いちじる へんか た え じゅう
前条の利用料については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が

ばあい へんこう おこな ひ に かげつまえ りょうしゃ たい せつめい うえ とうがい
ある場合、変更を行う日の2カ月前までに利用者に対して説明をした上で、当該

さーびすりょうりょうきん そうとう がく へんこう
サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

に りょうしゃ ぜんこう へんこう どうい ばあい ほんけいやく かいやく
2 利用者は、前項の変更に同意できない場合、本契約を解約することができるものと
します。

だいじゅうじょう せいさんかつどう こうちん しはらい
第 10 条 (生産活動と工賃の支払い)

じぎょうしゃ だい3じょう きてい こべつしえんけいかく せいさんかつどう ないよう さだ りょうしゃ
事業者は、第3条に規定する個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者

たい しゅうろう かん てきせつ くんれん しえんとう きかい ていきょう
に対して就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供します。

じぎょうしゃ せいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ こうじょ がく そうとう
2 事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する
こうちん せいさんかつどう じゅうじ りょうしゃ しはらいます
工賃を生産活動に従事された利用者に支払います。

だいじゅういちじょう じぎょうしゃ ぎむ
第 11 条 (事業者の義務)

じぎょうしゃ りょうしゃ いし じんかく そんちよう つね りょうしゃ たちば さーびす
事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービス

ていきょう
を提供します。

に じぎょうしゃ さーびす ていきょう りようしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ
2 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体、財産の安全・確保
はいりよ
に配慮します。

さん じぎょうしゃ けいやく もと ないよう りようしゃ しつもんなど たい てきせつ
3 事業者は、この契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に
せつめい
説明しなければなりません。

よん じぎょうしゃおよ さーびすじゅうじしゃ けいやく さーびす ていきょう し
4 事業者及びサービス従事者は、この契約によるサービスを提供するにあたり知
え りようしゃ かぞくなど ひみつ せいとう りゆう ばあい のぞ だいさんしゃ
り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に
かいじ
開示してはなりません。

ご じぎょうしゃ りようしゃまた た りようしゃなど せいめいまた しんたい ほご きんきゆう え
5 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得
ばあい のぞ りようしゃ こうどう せいげん こうい おこ
ない場合を除いて、利用者の行動を制限する行為を行なわないものとします。

だいじゅうにじょう りようしゃ しせつりようじょう ちゅういぎ むなど 第 12 条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

りようしゃ じぎょうしょ きょしつおよ きょうようしせつ しきち ほんらい ようと したが りよう
利用者は、事業所の居室及び共用施設、敷地などその本来の用途に従って、利用
するものとします。

に りようしゃ さーびす じっしおよ あんぜんえいせいなど かんりじょう ひつよう ばあい じぎょうしゃ
2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合に、事業者
およ しょくいん たちあい かんりなど おこなぎょうしゃ りようしゃ きょしつない たい ひつよう
及び職員が立会のもとで管理等を行う業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な
そち みと ばあい じぎょうしゃ りようしゃ ぶら いばしーなど
措置をとることを認めるものとするその場合、事業者は、利用者のプライバシー等の
ほご じゅうぶん はいりよ
保護について、十分な配慮をするものとします。

さん りようしゃ じぎょうしょ しせつ せつび こいまた じゅうだい かしつ めっしつ はそん
3 利用者は、事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、
おそん へんこう ばあい じこ ひよう げんじょう ふく また そうとう だいか はら
汚損もしくは変更した場合、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を払
うものとします。

だいじゅうさんじょう けいやく かいじょ 第 13 条 (契約の解除)

りようしゃ じぎょうしゃ たい さんじゅうにちじょう よこくきかん ぶんじょ つうち こと
利用者は、事業者に対して30日以上予告期間をおいて文書で通知する事によ
けいやく かいじょ
り、この契約を解除することができます。

ぜんこう きてい つぎ かくごう がいとう ばあい りようしゃ ぶんじょ
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者は文書で
つうち ただ けいやく かいじょ
通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

いち じぎょうしゃ さーびすじゅうじしゃ せいとう りゆう ほんけいやく さだ さーびす
一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを
じっし ばあい
実施しない場合

に じぎょうしゃ さーびすじゅうじしゃ だい じょう さだ しゅひぎむ ほん ばあい
二 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に反した場合

さん じぎょうしゃ さーびすじゅうじしゃ こいまた かしつ りようしゃ せいめい しんたい
三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・
ざいぶつ しんよう きず ほんけいやく けいぞく じゅうだい じじょう みと
財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認
められる場合
ばあい

よん た りようしゃ りようしゃ せいめい しんたい ざいぶつ しんよう きず ばあい
四 他の利用者等が利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは
きず おそ ばあい じぎょうしゃ てきせつ たいおう ばあい
傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

ご じぎょうしゃ さだめるとうしせつ うんえいきてい へんこう どうい ばあい
五 事業者が定める当施設の運営規程の変更に同意できない場合

さん つぎ じこう がいとう ばあい じぎょうしゃ りようしゃ たい さんじゅうにちじょう よこきかん
3 次の事項に該当する場合、事業者は利用者に対して30日以上予告期間をお
いいて文書で通知する事により、この契約を解除することができます。
ぶんしょ つうち こと けいやく かいじょ

いち りようしゃとう た りようしゃ じぎょうしゃ さーびすじゅうじしゃ たい めいよきそんとう
一 利用者等が、他の利用者等または事業者やサービス従事者に対して名誉棄損等、
けいやく けいぞく じゅうだい はいしんこうい おこ ばあい
この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行なった場合

に りようしゃとう みずからまた だいさんしゃ りよう じぎょうしゃ たいするきょうはくてき げんどうまた ぼうりょく
二 利用者等が、自ら又は第三者を利用して事業者に対する脅迫的な言動又は暴力
もちいるこうい ばあい
を用いる行為があった場合

さん りようしゃとう ぎけいまた いりよく もちいて じぎょうしゃ ぎょうむ ぼうがい しんよう きそん
三 利用者等が、偽計又は威力を用いて事業者の業務を妨害し、または信用を棄損す
こうい ばあい
る行為があった場合

よん りようしゃとう た りようしゃ しょくいん たいするきょうはくてき げんどうまた ぼうりょく もちいるこうい
四 利用者等が、他の利用者等や職員に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
おこなったばあい
を行った場合

ご りようしゃとう しせつないまた しせつしゅうへん いちじるしくそや らんぼう げんどう
五 利用者等が、施設内又は施設周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を
おこない また いせい しめす じぎょうしょやくしょくいんまた りようしゃ きんりんじゅうみん つうこうにん
行い、又は威勢を示すことにより、事業所役職員又は利用者等、近隣住民や通行人
ふあん おぼえさせる こうい おこなったばあい
に不安を覚えさせるような行為を行った場合

ろく りようしゃとう ぎけいまた いりよく もちいて た りようしゃ せいかつ あんぜん じぎょう あんてい ぼうがい
六 利用者等が、偽計又は威力を用いて他の利用者等の生活の安全、事業の安定を妨害
また しょくいん ふどう こうそく どうしんよう きそん こうい おこなったばあい
し、又は職員を不当に拘束する等信用を棄損する行為を行った場合

え じじょう しせつ はいし しゆくしょう ばあい
七 やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合

よん ぜんこう きてい つぎ かくごう がいとらう ばあい じぎょうしゃ ぶんしょ
4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、事業者は文書
つうち ただ けいやく かいじよ
で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

いち りようしゃ さーび すりようりよう しはら にかげつじじょうちえん りょうきん しはら さいそく
一 利用者のサービス利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促
しはらいきげん しはら ばあい
したにもかかわらず、その支払期限までに支払われない場合

に りようしゃとう けいやくていけつじ しんしん じょうきょうおよ びょうれきなど じゅうようじこう
二 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、
こい つ また ふじつ こくち おこな けっか ほんけいやく けいぞく じゅうだい
故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大
じじょう しょう ばあい
な事情を生じさせた場合

さん りようしゃ だいいっこう つうち おこ しせつ たいきよ じぎょうしゃ りようしゃ かいやく
三 利用者が、第1項の通知を行わずに施設から退去し、事業者が利用者の解約
いし し ばあい
の意思を知った場合

よん りようしゃ しぼう ばあい
四 利用者が死亡した場合

だいじゅうよんじょう けいやく しゅうりよう ともな えんじよ 第14条 (契約の終了に伴う援助)

じぎょうしゃ けいやく しゅうりよう りようしゃ たいしよ さい りようしゃおよ かぞく きぼう
事業者は、契約が終了し、利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、
りようしゃ たいしよご お かんきょうなど かんあん えんかつ たいしよ ひつよう
利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な
いか えんじよ おこな
以下の援助を行います。

いっ そうだんしえんじぎょうしよ しょうかい
一 相談支援事業所の紹介

に そのたほけんいりょうさーびすまた ふくしきーびすていきょうしゃ しょうかい
二 その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

に じぎょうしゃ さーびす ていきょう しゅうりよう さい むね えんご じっししゃ
2 事業者は、サービスの提供を終了する際には、その旨を援護の実施者である
しちょうそん れんらく
市町村へ連絡します。

だいじゅうごじょう そんがいばいしょうせきにん 第15条 (損害賠償責任)

じぎょうしゃ さーびす ていきょう じこ しょう ばあい すみ しちょうそん
事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・
りようしゃ かぞくなど れんらく ひつよう そち こう
利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

じぎょうしゃ さーびす ていきょう じこ せき じゅう りようしゃ
事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者
せいめい しんたい ざいさん そんがい あた ばあい りようしゃ たい そんがい すみ ばいしょう
の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を速やかに賠償
ただ りようしゃ かしつ みと ばあい りようしゃ お しんしん じょうきょう
します。但し、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を

しんしゃく そうとう みと とき かぎ そんがいばいしょうがく げん
斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものと
します。

だいじゅうろくじょう くじょうかいけつ
第16条 (苦情解決)

りようしゃ けいやく もと さーびす かん じゅうようじこうせつめいしょ きさい
利用者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載さ
れている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

に じぎょうしゃ くじょう もう た ばあい りようしゃ たちば た せいじつ じんそく
2 事業者は苦情が申し立てられた場合、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に
たいおう かいぜん つと
対応し、改善に努めます。

さん じぎょうしゃ りようしゃ くじょうもうした ばあい りゆう りようしゃ たい
3 事業者は、利用者が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、
いっさい ふりえき あた
一切の不利益を与えないものとします。

だいじゅうななじょう かんかつさいばんしょ
第17条 (管轄裁判所)

ほんけん かんするいっさい ふんそう じぎょうしゃ しょざいち かんかつ さいばんしょ
本件に関する一切の紛争については、事業者の所在地を管轄する裁判所をもって
だいいっしん かんかつさいばんしょ
第一審の管轄裁判所とします。

だいじゅうはちじょう た
第18条 (その他)

いち りようしゃおよ じぎょうしゃ しんぎせいじつ けいやく りこう
1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

に けいやく さだ じこう しょうがいしゃそうごうしえんほうとうかんけいほうれい さだ
2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法等関係法令の定めると
したが そうほう せい い も きょうぎ さだ
ころに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

いじょう けいやく しょう ほんしょにつう さくせい りようしゃ じぎょうしゃ きめいおういん
以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、
いつつ ほゆう
1通ずつ保有するものとします。

けいやくていけつび へいせい ねん がつ にち
契約締結日 平成 年 月 日

けいやくしゃしめい りようしゃ
契約者氏名 <利用者>

じゅうしょ
住所

しめい
氏名 _____ (印)

じょうきだいにんまた たちあいにんなど
<上記代理人又は立会人等>

じゅうしょ
住所

しめい
氏名 _____ (印)

りようしゃ かんけい
利用者との関係 _____

じぎょうしゃ
<事業者>

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん かしょうかい
事業者名 社会福祉法人 佳松会

しょうがいしゃしえんしせつ しなが さと
障害者支援施設 科長の郷

じゅうしょ おおさかふみなみかわちぐんたいしちょうおおあざはたひやくばんちいち
住所 大阪府南河内郡太子町大字畑100番地1

だいいりょうしゃしよくしめい り じ ちょう こ にし きよ み
代表者職氏名 理事長 小西清海 (印)

じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

へいせい ねん がつ にちげんざい
(平成 30年 8月 1日現在)

この重要事項説明書は社会福祉法人佳松会が運営する指定障害者支援施設において

提供する施設入所支援ならびに障害福祉サービス(生活介護)について利用契約の締結を

希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第108号)に基づき、

サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

◆◆目次◆◆

1、サービスを提供する事業者	P. 2
2、施設の概要	P. 2
3、職員体制	P. 2
4、職員の勤務体制	P. 3
5、施設の設備等の概要	P. 3
6、施設サービスの内容	P. 3
7、利用料金	P. 5
8、当施設ご利用に際し留意いただく事項	P. 6
9、緊急時の対応方法	P. 6
10、協力医療機関	P. 6
11、非常災害時の対応	P. 7
13、契約終了に伴う相談支援	P. 7
14、この契約に関する相談窓口	P. 7
15、虐待防止について	P. 7
16、秘密保持と個人情報の保護について	P. 8
17、第三者評価の実施状況	P. 8

しゃかいふくしほうじん かしょうかい
社会福祉法人 佳松会



1 サービス提供事業者の概要

経営事業者の内容	社会福祉法による第一種社会福祉事業
名称	社会福祉法人 佳松会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	大阪府南河内郡太子町大字畑100番地1
電話番号	0721-98-5000
代表者職氏名	理事長 小西清海

2 施設の概要

施設名称	科長の郷
施設の種類	指定障害者支援施設（生活介護事業・施設入所支援事業）
事業所番号	2713500136（平成22年4月1日指定）
施設の目的	生活介護事業及び施設入所支援事業を施設において、主に知的障害者の方の日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等、必要なサービスの提供を行う。
施設開設年月日	平成8年3月1日
施設の敷地面積	7876.37㎡
延床面積	1913.11㎡
定員	施設入所支援49名・生活介護56名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の人権やプライバシーを尊重し、適切かつ効果的な施設障害福祉サービスを提供します。 社会のルールや一般常識の習得、就労意欲などの自立生活を送るための支援・サービスを多角的に提供します。

3 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設長	1	0	1	0	0	1.0	社会福祉主事
サービス管理責任者	1	0	1	0	0	1.0	介護福祉士
医師	2	0	0	0	2	—	医師
看護師	2	0	2	0	0	2.0	看護師
生活支援員	33	0	27	0	6	30.3	介護福祉士等
栄養士	1	0	1	0	0	1.0	栄養士
調理員	9	0	4	0	5	5.6	調理師
事務員	4	0	3	0	1	3.3	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

4 職員しよくいん きんむたいせいの勤務体制

職種 <small>しよくしゆ</small>	勤務体制 <small>きんむたいせい</small>
施設長 <small>しせつちやう</small>	正規 <small>せいぎ</small> の勤務時間帯9:00~18:00で勤務 <small>きんむ</small>
生活支援員 <small>せいかつしえんいん</small>	早番 <small>はやばん</small> 07:00~16:00 日勤 <small>にっきん</small> A 09:00~18:00 日勤 <small>にっきん</small> B 09:30~18:30 遅番 <small>おそばん</small> 12:00~21:00 夜勤 <small>やきん</small> 13:00~翌7:00 15:30~ <small>よく</small> 翌09:30
医師 <small>いし</small>	つき <small>かい</small> 月4回
看護師 <small>かんごし</small>	早番 <small>はやばん</small> 08:00~17:00 日勤 <small>にっきん</small> 09:00~18:00 夜間、休暇日 <small>きゆうかひ</small> においても緊急対応 <small>きんきゆうたいおう</small> します。
栄養士 <small>えいようし</small>	09:00~18:00
調理員 <small>ちやうりいん</small>	早番 <small>はやばん</small> 06:00~15:00 遅番 <small>おそばん</small> 09:30~18:30 清掃 <small>せいそう</small> 10:30~19:30
事務員 <small>じむいん</small>	09:00~18:00

5 施設しせつの設備等せつびなどの概要がいよう

①居室きよしつ

居室の種類 <small>きよしつ しゆるい</small>	室数 <small>しつかず</small>	一人あたりの広さ <small>ひとり あ ひろ</small>	備考 <small>びこう</small>
2人部屋 <small>にんへや</small>	25	6.72㎡	収納スペース <small>しゆうのう ふくむ</small> 含

②その他設備た せつび

設備の種類 <small>せつび しゆるい</small>	室数 <small>しつかず</small>	面積 <small>めんせき</small>	備考 <small>びこう</small>
食堂 <small>しよくどう</small>	2	152.00㎡	
浴室 <small>よくしつ</small>	3	39.42㎡	
作業室 <small>さぎやうしつ</small>	3	471.70㎡	
医務室 <small>いむしつ</small>	1	7.92㎡	
静養室 <small>せいようしつ</small>	1	7.92㎡	
相談室 <small>そうだんしつ</small>	1	10.66㎡	
トイレ	5	48.61㎡	シャワー <small>つきあり</small> 付有・車椅子用有 <small>くるまいすようあり</small>
運動場 <small>うんどうじやう</small>	1	900.00㎡	

6 施設サービスしせつ ないようの内容

① 日常生活支援にちじようせいいかつしえん

排泄 <small>はいせつ</small>	・利用者 <small>りようしゃ</small> の状況 <small>じやうきやう</small> に応じて適切な排泄援助 <small>おう てきせつ</small> を行うとともに、排泄の自立 <small>はいせつ じりつ</small> に向けた適切な支援 <small>てきせつ しえん</small> を行います。
------------------------	---

食事	<p>(食事時間) 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の献立のもと、個人に応じた食事や季節に応じた食事を提供します。 ・給食会議に利用者も参加し意見をいただきます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週に最低3回入浴を行います。 ・上記に加え、夏季についてはシャワー浴も行ないます。 ・ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。
清掃	<p>利用者にもできる範囲で清掃に参加するよう促し、職員が援助します。</p>
洗濯	<p>利用者にもできる範囲で洗濯に参加するよう促し、職員が援助します。</p>
理容、美容サービス	<p>地域の理容店において実費にてサービスを受ける事ができます。</p>

②余暇活動等支援

行事	<ul style="list-style-type: none"> ・お花見・三田ワークキャンプ・七夕の日・オータムフェスタ ・一泊旅行・太子町ふれあいスポーツ大会・クリスマス会・忘年会 ・新年会・創立記念を祝う会 他、季節に応じた行事、地域との交流行事などを実施
クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・月2回、土曜日13:30～16:00に実施 ・楽しみながら活動する中で、自己表現力を養う支援を行ないます。 ・スポーツ、陶芸、音楽、アートより選んでいただけます。
サークル活動	<ul style="list-style-type: none"> ・月2回、日曜日13:30～16:00に実施 ・休日 をより楽しく過ごす選択肢としてご利用いただけます。 ・カラオケ、ドライブなど活動内容は利用者を選んでいただけます。
外出支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に応じて、社会生活に必要な支援を行ないます。

③日中活動・就労支援

- ・利用者の状況や特性に応じて、農園芸、室内作業、生活支援の3グループに分け自らが楽しんで生き生きと活動できる場を保障し、一人一人に応じた社会参加や生きがいづくりを支援します。
- ・生産によって社会参加するだけでなく、達成感を味わい、生きがいを育み、生活にリズムをつけることを支援します。
- ・利用者の雇用促進や就労の機会の拡大を目指し、職場実習などの機会を提供し、職業生活全般に必要な力をつける支援をします。

④当事者活動支援

- ・利用者の思想や表現の自由を保障し、自らの生活を自分たちで作り上げて行くことを支援します。

⑤地域生活移行支援の取り組み

- ・個別支援計画に基づき、利用者の心身の特性に応じた必要な支援を行います。
- ・地域生活移行に向けて施設の中で支援してきた事が、家族との生活の中でも活かしていけるよう帰宅日を設け、施設と家庭との連携を図っていきます。

7 利用料金

① 介護給付費等の対象サービス

- ・利用者本人または扶養義務者の利用量等に応じ、市町村長が定めた額。
- ・利用者の出身世帯が他の市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ施設までご連絡をお願いします。
- ・なお、施設が利用者に代わり市町村から受領した支援費の額については、利用者へ通知します。

② その他の料金

以下のサービスについては利用料金を頂きます。

項目	料金	備考
本人の特別な嗜好による日用品等	実費	美容用品等含む
本人の希望によるクリーニング代	実費	
理美容料	実費	
食事代	1日 1,400円	
行事食	実費	
光熱水費	実費	
インフルエンザ等予防接種費用	実費	
旅行代金	実費	
預り金管理料	1月 1000円	あずかり金等管理規程による委任契約
記録等複写費用	モノクロ 1枚 10円 カラー 1枚 50円	
おやつ代	1日 60円	
缶ジュース・缶コーヒータ等代	実費	
電気代	1月 300円	居室のテレビ・ラジカセ等音響機器等
写真代	1枚 50円	
行事以外の本人希望による余暇(習い事等)の送迎 通院の送迎(協力病院及び広域事務室管内を除く)	公共交通機関利用…実費 公用車利用…1km 20円 駐車場・有料道路等利用…	公共交通機関駐車場 有料道路等の料金については参加者均等割りとなります。

* 特別な事情・緊急の場合は、状況に応じて施設長の判断のもと対応していきます。

③ 医療費

受診に職員が付き添う場合。(入院は除く)

④ お支払い方法

前記利用料金は1ヶ月ごとに計算し、請求致しますので、内容をご確認下さい。お支払いについてはご指定の金融機関(大阪南農協太子支店)口座から請求月末日に引き落とす方法とさせていただきます。なお、月途中の入退所や入院により1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

但し、本人の特別な嗜好による日用品等、本人の希望によるクリーニング代、理美容料、

記録等複写費用、缶ジュース・缶コーヒー等代、外出支援時の小遣い、等は小口現金より発生の都度お支払い頂きます。

8 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

面会	事前にご連絡ください。事務所カウンターの来訪者名簿にご記入ください。
外出・外泊	お薬の準備がありますので、事前に電話や連絡票でお知らせください。外出・外泊をされる場合は職員の許可をとってください。
飲食等	居室・棟内への持ち込みはご遠慮ください。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙となっております。
居室等の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想・信仰・政治信条等は自由ですが、他の利用者等に対する布教・各種啓発活動・販売活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。自己管理の困難な利用者につきましては、施設側が管理いたします。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門医への受診が必要と判断された場合で、断続的な受診や遠方への受診などは、ご家族に対応していただく場合があります。

9 緊急時の対応方法

利用者の状態に急変があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。(緊急連絡先が契約者又は利用者代理人と同じ場合は記載不要)

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	固定電話 携帯電話
続柄	

10 協力医療機関

当施設が定めている協力医療機関は次の通りです。

医療機関名	国分病院
所在地	大阪府柏原市旭ヶ丘4-672 *当施設から車で15分。
電話番号	072-978-6072
診療科目	精神科、神経科、内科、心療内科

医療機関名	社会福祉法人聖徳会 クリニックいわた *当施設から車で30分。
所在地	大阪府松原市阿保3-4-31
電話番号	072-337-8821
診療科目	内科、精神科

1 1 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理責任者	小倉 弘行
避難訓練	利用者も参加の上、年3回以上実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプリンクラー ・ 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯 ・ 非常用電源 ・ カーテン等は防災性のあるものを使用しています。 ・ 震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分/100人）

1 2 事故発生時の対応方法について

事故・災害に備えて、本施設は下記の損害保険に加入しています。

加入保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

加入保険内容：施設賠償保険・利用者見舞金保険

1 3 契約終了に伴う相談支援

- ① 援護の実施者である市町村への連絡
- ② 相談支援事業所の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

1 4 この契約に関する苦情・相談窓口

当施設ご利用相談・苦情窓口

苦情受付窓口（担当者）	内藤 直美、木村 洋
受付時間	10:00～17:00
苦情解決責任者	なかやま たかし 中山 崇
第三者委員	さかもと きくお 阪本喜久夫 連絡先：0721-98-2262

また、大阪府社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても、苦情対応を行っています。

担当部署	大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局
電話番号	06-6191-3130
FAX	06-6191-5660
E-mail	tekisei@osakafusyakyu.or.jp
受付時間	つき ぎん 月～金 10:00～16:00（祝日等をのぞく）

1 5 虐待防止について

事業者は利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
（虐待防止に関する責任者） なかやま たかし かんりしや
中山 崇（管理者）
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行います。研修を通して、従業者の人権意識の向上、知識・技術の向上に努めます。

16 秘密保持と個人情報保護について

従業者はサービス提供で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

17 第三者評価の実施状況について

第三者評価は受審しておりません。

(契約をする場合は以下の確認をすること)

サービス提供開始予定年月日 平成 年 月 日
平成 年 月 日

科長の郷の障がい福祉サービス（施設入所支援及び生活介護事業）について、利用者に対して契約書について説明するとともに本書面に基づいて重要事項について説明しました。

事業者

(所在地) 大阪府南河内郡太子町大字畑100番地1
(名称) 社会福祉法人 佳松会 障害者支援施設 科長の郷 印
理事長 小西清海
(説明者) 氏名 印

私は、科長の郷の障がい福祉サービス【施設入所支援及び生活介護事業】について、利用者として契約書について説明を受けるとともに本書面により重要事項について説明を受けました。

利用者

(住所)
(氏名) 印

契約者又は上記代理人

(住所)
(電話) 固定
携帯
(氏名) 印

(利用者との関係)